

ST 会員規約

第1条 （目的）

ST 会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 LXIO（以下「当社」といいます。）が「ST 共通プログラム」の名称により運営・提供する ST ポイントサービス及び ST 電子マネーサービス（それぞれ本規約第2条に定義します。）の利用条件について定めるものです。

これらのサービスを利用するためには、本規約に同意いただく必要があります。

第2条 （定義）

本規約において使用する用語の定義は次の通りに定めます。

- （1）「本サービス」とは、ST ポイントサービス及び ST 電子マネーサービスの総称をいいます。
- （2）「ST ポイントサービス」とは、ST ポイントサービス加盟店におけるご購入もしくはご利用金額に応じてまたはその他当社もしくは ST ポイントサービス加盟店所定の条件に従ってポイントが加算されるとともに、ST ポイントサービス加盟店の店舗において、商品またはサービスをご購入またはご利用される場合に、これらの代価の一部または全部の値引きのために、当社所定の方法によりカード等を用いてポイントを使用することができるサービスをいいます。
- （3）「ST 電子マネーサービス」とは、電子マネーをチャージするとともに、ST 電子マネーサービス加盟店の店舗において、商品またはサービスをご購入またはご利用される場合に、これらの代価の全部または一部の弁済として、当社所定の方法によりカード等を用いて電子マネーを使用することができるサービスをいいます。
- （4）「本サービス加盟店」とは、ST ポイントサービス加盟店または ST 電子マネーサービス加盟店をいいます。
- （5）「ST ポイントサービス加盟店」とは、ST ポイントサービスにおいてポイントの使用が可能な事業者として当社が指定するものをいいます。
- （6）「ST 電子マネーサービス加盟店」とは、ST 電子マネーサービスにおいて電子マネーの使用が可能な事業者として当社が指定するものをいいます。
- （7）「ST ポイント」とは、当該名称を付された、ST ポイントサービス加盟店から商品またはサービスをご購入またはご利用される場合に、これらの代価の値引きのために使用することが可能な、無償で加算され電磁的方法により記録されるポイントをいいます。
- （8）「ST 電子マネー」とは、当該名称を付された、ST 電子マネーサービス加盟店から商品またはサービスをご購入またはご利用される場合に、これらの代価の弁済のために使用することが可能な、電磁的方法により記録される金額（円）により表示される金銭的価値をいいます。

- (9) 「ポイント残高」とは、ST ポイントサービスにおいて会員が使用可能な ST ポイントの数量をいいます。
- (10) 「電子マネー残高」とは、ST 電子マネーサービスにおいて会員が使用可能な ST 電子マネーをいいます。
- (11) 「チャージ」とは、「ST 会員規約細則」に定める方法により、会員が電子マネー残高を加算することをいいます。
- (12) 「カード」とは、サミットカード、トモズカードその他の名称により本サービス加盟店により発行される、本サービスを利用するための会員情報を記録し、その他本サービスに関する情報を記載した証票をいいます。
- (13) 「アプリ」とは、サミットアプリ、トモズアプリその他の名称により本サービス加盟店により提供される、本サービスを利用するための会員情報を表示し、その他本サービスのために用いることができるモバイル端末用のアプリケーションをいいます。
- (14) 「カード等」とは、カードまたはアプリをいいます。

第3条 (会員資格等)

- (1) 「会員」とは、本規約の規定を契約の内容とすることをあらかじめ同意の上、当社に本サービスの利用を希望されるお客様（以下「入会申込者」といいます。）が本サービス加盟店の店舗においてまたはその提供するアプリを通じて入会の申込を行い、当社が入会を承認した個人のお客様をいいます。お客様は、本サービス加盟店ごとに会員として登録を受けることができますが、同一の本サービス加盟店において二重に会員登録を受けることはできません。
- (2) 入会申込者が以下の各号に該当する場合、当社は当該入会申込者の入会を承認しない場合があります。この場合、当社は当該入会申込者に対し、不承認の理由について開示しないものとします。
 - ①入会申込書への記入、または電子的方法により入力されたすべての必要事項に係る個人情報（以下「登録事項」といいます。）の提供に同意いただけないとき
 - ②入会申込者が過去に本規約への違反等により会員資格を喪失しているとき
 - ③入会申込書の内容に事実と異なる事項が含まれているとき
 - ④入会申込者が暴力団等の反社会勢力の一員である、またはこれらの者と業務上もしくは組織上の関係を有していると、当社が合理的な事情にもとづいて判断したとき
 - ⑤入会申込者が既に同一の本サービス加盟店を通じて会員登録されているとき
 - ⑥その他入会を承認することが不適当であると当社が判断するとき
- (3) 当社は、記入された入会申込書を返却しません。また、当社が保有する個人データの削除を希望される場合は当社の「ST 共通プログラムに関するプライバシーポリシー」（以下、「当社のプライバシーポリシー」といいます。）所定の手続に従っ

ていただく必要があります。

- (4) 登録事項に変更があった場合は、必ず、すみやかにお申し出いただくか、電子的方法により必要な変更を行ってください。会員が必要な変更を行わなかった場合、それによって当該会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 当社から会員宛のご連絡は、当該会員の登録事項として登録されたご住所、電話番号及びメールアドレスにもとづき、郵送、電話、ショートメッセージサービス(SMS)の送信または電子メールの送信の方法により行います。会員が変更手続を行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、通常到達すべき日時に当該通知が到達したものとみなされます。
- (6) 会員が変更手続を行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、本サービスの利用を停止させていただくことがあります。

第4条 (会員資格の喪失)

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に何らの通知や催告をすることなく、直ちに会員の資格を取り消し、ポイント残高及び電子マネー残高を無効とできるものとします。

- (1) 本規約第8条第4項に違反したとき、または違反するおそれがあると当社が合理的に判断したとき
- (2) 登録事項が事実と異なる内容であると判明したとき
- (3) 登録事項にもとづく手段によって会員との連絡が取れなくなったとき
- (4) 本サービスの利用にあたり不正な行為があったと当社が合理的に判断したとき
- (5) 会員が暴力団等の反社会勢力の一員であることが判明したとき、またはこれらの者と業務上もしくは組織上の関係を有していることが判明したとき
- (6) 会員が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、または暴力を用いる等したとき
- (7) その他、本規約に違反し、当社が会員として不相当と判断したとき

第5条 (退会手続)

- (1) 会員は、当社所定の手続をすることにより、いつでも自由に退会することができます。
- (2) 前項にもとづく会員による退会手続後、当社による退会処理が完了した時点で、残高ポイント及び電子マネー残高は、すべて自動的に失効するものとします。
- (3) 退会に際し、当社が保有する会員の個人データの削除を希望される場合は、当社のプライバシーポリシー所定の手続を行う必要があります。
- (4) 退会し、無効となったカードは、カードを発行した本サービス加盟店各社の指定する方法で会員において破棄するものとします。

第6条 （会員情報の取扱い）

- （1）本規約における「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号。その後の改正等を含みます）に規定されるものであり、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）、または個人識別符号が含まれるものを指します。当社は、本サービスの提供、運用、本サービスの向上等に必要範囲においてのみ、適法かつ適正な方法で会員の個人情報を収集し、その利用目的を公表または通知します。
- （2）会員が、当社の保有する会員ご本人の個人データの開示を求める場合は、当社のプライバシーポリシー所定の手続を行っていただきます。
- （3）入会后、本規約の内容に同意できなくなった場合、会員は本規約第5条に定める手続を行うことにより、退会することができます。

第7条 （プライバシーポリシーの適用）

- （1）会員の個人情報に関して本規約に定めのない事項については、当社のプライバシーポリシー（<https://stprogram.lxio.net/privacy-policy>）及び本サービス加盟店プライバシーポリシー（<https://stprogram.lxio.net/tenant-privacy-policy>）の規定が適用されるものとします。
- （2）本規約と当社のプライバシーポリシーまたは本サービス加盟店のプライバシーポリシーが抵触する場合、本規約が優先して適用されるものとします。

第8条 （カード等の発行及び利用）

- （1）会員は、本サービス加盟店の店舗においてご入会された場合、当該本サービス加盟店からカードの発行を受けます。カードの発行は、本サービス加盟店ごとにお1人様1枚限りとします。会員は、カードの情報を当該カードを発行した本サービス加盟店の提供するアプリに登録するか、アプリを通じて会員登録を受けることにより、当該アプリを用いて本サービスを利用することができます。
- （2）カード等のご利用は、会員ご本人に限ります。なお、本サービスへのご入会、カードの再発行、カード等のご利用に際し、運転免許証等ご本人を確認できる書類を提示していただく場合がございます。
- （3）カード等は、ご入会当日よりご利用いただけますが、お客様情報の登録が完了するまでの間、一部機能（ポイントの使用等）をご利用いただくことができません。
- （4）カードの所有権は、カードを発行した本サービス加盟店各社に帰属し、カードを他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保提供をすることはできません。

第9条 （カードの失効）

カードを再発行した際における旧カードは失効します。会員が失効したカードをアプリに連携している場合にも、再発行後のカードは自動的にアプリに連携されず、会員において当社所定の方法により、再発行後のカードをアプリに連携する手続を行うものとします。

第10条 （カードの破損・汚損・磁気不良等による再発行）

紛失・盗難以外の理由によりカードが再発行された場合で、会員情報を照合し、会員ご本人であることを当社が確認できた場合は、当社所定の方法で照会されたポイント残高及び電子マネー残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。会員情報との照合の結果、当社において会員ご本人であることを確認できない場合、ポイント残高及び電子マネー残高の引継ぎは行わないものとし、それにより会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社は本規約第18条に定める範囲を超えて責任を負わないものとします。再発行料はカードの発行元である本サービス加盟店各社所定の発行料を支払うものとします。失効したカードは、カードを発行した本サービス加盟店各社に返却し、または同社の指定する方法で会員において破棄するものとします。

第11条 （カードの紛失・盗難による再発行）

- （1）会員は、カードを紛失・盗難したときは、必ず、すみやかに、当社またはカード発行元の本サービス加盟店各社に申し出るものとします。
- （2）紛失・盗難によりカードが再発行された場合、当社によるカードの利用停止措置が完了した時点のポイント残高及び電子マネー残高は、再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- （3）会員がカード等の紛失・盗難を申し出てから、当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は了承します。利用停止措置に係る手続の受付時間は、原則として9時から18時までであり、左記時間以外では受付いたしかねます。なお、利用停止措置が完了する前に、ポイント残高及び電子マネー残高を第三者により使用された場合、または、その他会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社は本規約第18条に定める範囲を超えて責任を負わないものとします。
- （4）会員が紛失・盗難届出時にポイント残高及び電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- （5）会員に帰責事由が存する紛失・盗難によるカードの再発行の場合、カードの発行元である本サービス加盟店各社所定の発行料を支払うものとします。

第12条 （ST ポイントサービス）

当社は、ST 会員規約細則に定めるところに従い、会員に対し、ST ポイントサービスを提供します。

第13条 (ST 電子マネーサービス)

当社は、ST 会員規約細則に定めるところに従い、会員に対し、ST 電子マネーサービスを提供します。

第14条 (本規約の変更・中止等)

(1) 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約の内容を変更できるものとします。当社は、本規約の内容を変更する場合、会員に対し、その旨及び内容をアプリ、ホームページ上または電子メールで告知するものとします。

①本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

②本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(2) 当社は、当社が必要と判断した場合、終了時期の1年前までにホームページ上または電子メールで告知することで本規約及び本サービスを終了もしくは中止できるものとし、当該終了時期の経過をもって本規約及び本サービスを終了または中止することができます。なお、当該終了時点で ST 電子マネーの残高がある会員については、別途の手段によりその残高の精算を行うこととし、その方法については当社のホームページ上または電子メールで告知することとします。

第15条 (紛議)

(1) 会員が、ST ポイントまたは ST 電子マネーを使用して本サービス加盟店からご購入またはご利用した商品またはサービスについて、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当該本サービス加盟店との間で解決するものとします。

(2) 前項の場合においても、会員は、当社に対し、ST ポイントまたは ST 電子マネー使用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第16条 (サービスの停止)

通信回線障害、天災地変等の不可抗力による場合及び ST 会員規約細則に定める場合には、会員に事前通知なく一時的に会員が受けることのできる本サービスの一部または全部の提供を停止させていただくことがあります。

第17条 (分離可能性)

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等によって無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとしま

す。

第18条 （免責事項）

会員は、会員の自己の責任の下で、本サービスを利用するものとします。本サービスの利用において、当社の責めに帰すべき事由により会員に損害等が生じた場合には、当社は、現実生じた直接かつ通常の範囲の損害に限って責任を負うものとし、また、逸失利益については責任を負わないものとします。ただし、当該損害等が当社の故意または重過失による場合にはこの限りではありません。

第19条 （本規約上の地位の譲渡）

- （1）会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。
- （2）当社は、本サービスに係る事業を住友商事株式会社の連結子会社または持分法適用会社に譲渡する場合（事業譲渡、会社分割その他本サービスを提供する主体が移転する一切の場合を含みます。）には、会員の事前の承諾なくして、当該譲渡に伴い、本規約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他の情報を、当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項を以てあらかじめ承諾します。

第20条 （合意管轄裁判所）

本規約について争いが生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、会員は同意するものとします。

制 定：2025年10月1日